

山梨県公報

号外第一号

平成二十九年

一月十七日

火曜日

目次

○山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第一号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十九年一月十七日

山梨県知事 後藤 齋

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「専決する場合で」を「定められた専決事項であつても」に、「受けなければ」を「受け、又は上司の決裁を受けて処理しなければ」に改める。

第五条第二項中「総務部」を削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 部長、課長及び所長の固有専決事項は、別表第二に定める固有専決事項の基準を標準として、部長が別に定める。

4 前項の規定により固有専決事項を定める場合において、部長は、特に必要があると認めるときは、部長の専決事項となるべき事務のうち特定のものについて部長の指定する次長の専決事項とし、及び課長の専決事項となるべき事務のうち特定のものについて課長の指定する課長補佐の専決事項とする旨を併せて定めることができる。

第五条第五項中「にかかわらず」を「により定められた固有専決事項について」に、「同項に規定する」を「当該」に改め、「総務部」を削る。

別表第一中三十一の部を三十四の部とし、十八の部から三十の部までを三部ずつ繰り下げ、十七の部を十八の部とし、同部の次に次のように加える。

十九	処分に係	1	本庁に係るもの							
----	------	---	---------	--	--	--	--	--	--	--

る審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定及び公表、聴聞及び弁明の機会の付与並びに行政指導指針の設定及び公表に関すること。	2	出先機関に係るもの								
---	---	-----------	--	--	--	--	--	--	--	--

二十 処分についての審査請求に係る審理員の指名、執行停止及び裁決(却下に係るものその他軽易なものに限る。)に関すること。										
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第一中十六の部を十七の部とし、十五の部を十六の部とし、十四の部を十五の部とし、同表十三の部中「公告」を「広報」に改め、同部を同表十四の部とし、同表十二の部中「広報」を「公告」に改め、同表十二の部1の項中「」に改め、同部を同表十三の部とし、同表中十一の部を十二の部とし、七の部から十二の部までを一部ずつ繰り下げ、六の部の次に次のように加える。

七	附属機関の委員その他の									
---	-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

構成員の任命及び委嘱（法令により特定の職にある者等をもつて充てることとされてる委員に係る補欠の委員の任命その他の輕易なものに限る。）に関すること。

別表第一備考1中「九の部及び十の部」を「十の部及び十一の部」に、「複数いる」を「複数の」に改め、同表備考2を次のように改める。

2 この表に専決事項として定められていない事項であつても、事務の内容により専決することが適当であると類推できるものについては、この表に掲げる専決事項に準じて専決することができる。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第五条関係）

固有専決事項の基準

一 計画及び指針（基本）	事務の種類			1 本庁の所掌に属するもの（2の項に掲	事項			専決区分			
○	長 部	本庁		○	長 課	出		○	長 所	関 機 先	
<p>的なものを除く。）の設定、変更及び廃止に関すること。</p> <p>二 区域の指定及び基準の設定に関すること。</p> <p>三 許可、認可、免許その他の利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）及び義務を課し、又は権利を制限する処分（以下「不利益処分」という。）に関すること。</p>											
6 許可証、免許証その他の許認可等に係る証明書の交付、再交付、書換え及び訂正で本庁の所掌に属するもの	5 許認可等の取消しその他の不利益処分が出先機関の所掌に属するもの	4 法令上必要とされる資格が失われた場合に必ずすることとされている不利益処分その他の輕易なもので本庁の所掌に属するもの	3 許認可等の取消しその他の不利益処分が本庁の所掌に属するもの（4の項に掲げるものを除く。）	2 許認可等並びにその更新及び変更で出先機関の所掌に属するもの	1 許認可等並びにその更新及び変更で本庁の所掌に属するもの	3 出先機関の所掌に属するもの	2 本庁の所掌に属するもので輕易なもの	1 本庁の所掌に属するもの（2の項に掲げるものを除く。）	3 出先機関の所掌に属するもの	2 本庁の所掌に属するもので輕易なもの	1 本庁の所掌に属するもの（2の項に掲げるものを除く。）
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

		四 物件の指定その他の 対物の処分、調査、検 査、検定、確認、認定 及び認証に関すること。		五 報告の徴収、立入検 査、質問、資料及び物 件の提出要求並びに収 去に関すること。		六 助言、指導、勧告そ の他の行政指導に関す ること。		七 公表に関すること。		
		7 許可証、免許証その他の許認可等に係 る証明書の交付、再交付、書換え及び訂 正で出先機関の所掌に属するもの		1 本庁の所掌に属するもの（2の項に掲 げるものを除く。） 2 本庁の所掌に属するもので軽易なもの 3 出先機関の所掌に属するもの		1 本庁の所掌に属するもの 2 出先機関の所掌に属するもの		1 本庁の所掌に属する不利益処分に係る もの 2 出先機関の所掌に属する不利益処分に 係るもの 3 本庁の所掌に属する行政指導に従わな い場合に係るもの 4 出先機関の所掌に属する行政指導に従 わない場合に係るもの		5 法令の施行に伴い取得又は作成した情

		八 役員の選任及び解任、 運営に係る検査その他 の公共的団体等の監督 に関すること。		九 代執行に関すること。		十 裁定、あつせん、仲 介及び調停に関するこ と。	
		6 法令の施行に伴い取得又は作成した情 報に係るもので出先機関の所掌に属する もの		1 原状回復その他の代執行に係る措置の 決定で本庁の所掌に属するもの 2 原状回復その他の代執行に係る措置の 決定で出先機関の所掌に属するもの 3 代執行により除却した工作物等の保管 、売却、廃棄その他の軽易な措置で本庁 の所掌に属するもの 4 代執行により除却した工作物等の保管 、売却、廃棄その他の軽易な措置で出先 機関の所掌に属するもの		1 本庁の所掌に属するもの（2の項に掲 げるものを除く。） 2 本庁の所掌に属するもので軽易なもの 3 出先機関の所掌に属するもの	

十一 協定の締結及び協議に関すること。	1 本庁の所掌に属するもの（2の項に掲げるものを除く。）	<input type="checkbox"/>	
	2 本庁の所掌に属するもので軽易なもの	<input type="checkbox"/>	
	3 出先機関の所掌に属するもの	<input type="checkbox"/>	
十二 公聴会の開催その他の意見聴取に関すること。	1 本庁の所掌に属するもの（2の項に掲げるものを除く。）	<input type="checkbox"/>	
	2 本庁の所掌に属するもので軽易なもの	<input type="checkbox"/>	
	3 出先機関の所掌に属するもの	<input type="checkbox"/>	
十三 附属機関に対する諮問、意見聴取及び審査の請求に関すること。	1 本庁の所掌に属するもの（2の項に掲げるものを除く。）	<input type="checkbox"/>	
	2 本庁の所掌に属するもので軽易なもの	<input type="checkbox"/>	
	3 出先機関の所掌に属するもの	<input type="checkbox"/>	
十四 国、他の地方公共団体、公共的団体等との連絡調整に関すること。	1 協議、同意、決定、意見の申述及び措置の請求で本庁の所掌に属するもの（2の項に掲げるものを除く。）	<input type="checkbox"/>	
	2 協議、同意、決定、意見の申述及び措置の請求で本庁の所掌に属するもの（軽易なものに限る。）	<input type="checkbox"/>	
	3 協議、同意、決定、意見の申述及び措置の請求で出先機関の所掌に属するもの	<input type="checkbox"/>	
	4 協力の要請、資料の提供、助言その他の援助、意見の聴取、資料の閲覧の要請	<input type="checkbox"/>	
十五 事務の委託及び委任並びに代行に関すること。	1 本庁の所掌に属するもの（2の項に掲げるものを除く。）	<input type="checkbox"/>	
	2 本庁の所掌に属するもので軽易なもの	<input type="checkbox"/>	
	3 出先機関の所掌に属するもの	<input type="checkbox"/>	
十六 調査員、監視員その他法令に基づき設置される者の委嘱及び任命に関すること。	1 本庁の所掌に属するもの	<input type="checkbox"/>	
	2 出先機関の所掌に属するもの	<input type="checkbox"/>	
	3 出先機関の所掌に属するもの	<input type="checkbox"/>	
十七 試験の実施に関すること。	1 本庁の所掌に属するもの（2の項に掲げるものを除く。）	<input type="checkbox"/>	
	2 本庁の所掌に属するもので軽易なもの	<input type="checkbox"/>	
	3 出先機関の所掌に属するもの	<input type="checkbox"/>	
十八 講習会の開催に関すること。	1 本庁の所掌に属するもの	<input type="checkbox"/>	
	2 出先機関の所掌に属するもの	<input type="checkbox"/>	
	3 出先機関の所掌に属するもの	<input type="checkbox"/>	
十九 使用料及び手数料の減免に関すること。	1 行政財産（土地及び建物に限る。）の使用料に係るもの	<input type="checkbox"/>	
	2 出先機関の所掌に属するもの	<input type="checkbox"/>	
	3 出先機関の所掌に属するもの	<input type="checkbox"/>	
及び報告の要求で本庁の所掌に属するもの	5 協力の要請、資料の提供、助言その他の援助、意見の聴取、資料の閲覧の要請及び報告の要求で出先機関の所掌に属するもの	<input type="checkbox"/>	

二十 損失の補償に関すること。	2 設備、器具等の使用料に係るもので本庁の所掌に属するもの				
	3 設備、器具等の使用料に係るもので出先機関の所掌に属するもの				○
	4 手数料に係るもので本庁の所掌に属するもの		○		
	5 手数料に係るもので出先機関の所掌に属するもの			○	
	1 本庁の所掌に属するもの	○			
	2 出先機関の所掌に属するもの			○	

備考

- 1 部長、課長及び所長の固有専決事項は、この表に掲げる事務において、それぞれの専決区分の欄の表示に対応する事項とすることを標準とする。
- 2 部長は、この表に定められていない所掌事務であつても、事務の内容により専決することが適当であると類推できるものについては、この表に定める専決事項の基準に準じて固有専決事項を定めることができる。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番